

水質検査結果の概要（令和4年度）

| 項目名 | 対象 | 項目の説明 | 実施箇所数 | 結果 |
|-------------|--------------------------|--|----------------------|------------------------|
| 毎日検査項目 | 色、濁り、消毒の残留効果 | 1日1回、給水栓水（蛇口から出る水道水）の検査を行うことが法令で義務付けられている項目です。 | 給水栓水：95か所 | 異常はありませんでした。 |
| 水質基準項目 | 一般細菌、鉛、水銀など51項目 | 法令で検査が義務付けられている項目です。水道水については、全ての基準値に適合していなければなりません。 | 給水栓水：98か所 原水：90か所 | 給水栓水について、基準に適合しました。 |
| 水質管理目標設定項目 | 農薬類、ウランなど27項目のうち、25項目(※) | 毒性評価が暫定であるものや、水道水中で検出される可能性が少いものなど、水質基準として定めるには至らないものの、水質管理上留意する必要がある項目です。 | 給水栓水：12か所 原水：13か所 | 給水栓水について、概ね目標値を達成しました。 |
| 指標菌 | 大腸菌、嫌気性芽胞菌 | 原水（水道水の元となる伏流水や井戸水）の糞便による汚染の指標となる菌です。 | 原水：87か所 | 一部の原水で検出しました。 |
| クリプトスポリジウム等 | クリプトスポリジウム、ジアリジア | 塩素による殺菌が困難な耐塩素性病原生物です。 | 原水：46か所 | 検出しませんでした。 |

※鳥取市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素とその分解物である亜塩素酸の2項目を除きます。